IR (統合型リゾート) に関する地域説明会(旭川会場) 議事録

日時: 2019年10月23日(水) 16:30~17:30

会場:上川総合振興局 103 号会議室

〔道からの説明〕

(森参事)

北海道庁経済部観光局の参事の森と申します。今日は、お忙しい中地域説明会に参加いただき、ありがとうございます。

今回の説明会の開催趣旨などについて、説明します。IRは国が観光戦略の一環として、2030年に外国人観光客 6,000万人の目標を立て、その達成に向けた主要な施策の一つとして進めているものです。都道府県や政令指定都市が申請でき、その申請を受けて国では全国で最大3か所、認定を行うことになっています。この申請の時期等は現在まだ示されていないので未定となっていますが、国はIRの基本方針案を公表しています。この案が成案になった際には、申請の時期やIRの認定プロセスのスケジュールも示されるのではないかと考えています。

道はまだ I R誘致に挑戦するのか、しないのかを判断していません。先の3定道議会で鈴木知事が「年内に I Rの誘致に挑戦するか、しないか判断していきたい」と答弁したところです。道は I Rの誘致について、以前から検討を進めてきた経緯があり、本年3月に、この上川地域でも説明会を開催し、4月に、I Rを仮に誘致する場合の方向性や課題等に関する「基本的な考え方」を取りまとめました。

I Rについては、道民の皆様をはじめ様々なご意見があることは承知しています。ただ一方、3月の報道によると、I Rについてよく知らない方が6割くらいいるとのことで、道としては今後様々な検討を行っていく中で、道民の皆様に I Rについて正しい理解をしていただくことが重要ではないかと考え、今回説明会とグループインタビュー等を通じ、皆様のご意見を伺いたいと考えています。この説明会については、札幌市、苫小牧市と今回の上川をはじめ全道5か所で開催する予定です。

グループインタビューについては、無作為抽出した方々に同じような形で会場に来ていただいて、同じような形で説明してご意見を伺うのですが、こういった取組を合わせて、誘致の判断の参考にさせていただければと考えています。本日はお手元の冊子に基づき説明しますが、この冊子自体は大きく分けて3部構成になっています。

まず一つ目が I R とは何か、海外事例も交えながら説明したいと思います。二つ目が I R を誘致した場合の効果、三つ目が I R を誘致した場合に懸念されることと課題の 3 点について説明したいと考えています。

冊子の1ページ目をご覧ください。まず、IRとは何かを示したものです。IRとは、会

議場、ホテル、ショッピング・レジャー施設などの様々な施設とこれらの施設を収益面から支えるカジノ施設を民間の資金により一体的に整備運営するものです。日本にある施設でわかりやすく例えると、ディズニーリゾートのようなテーマパークと、横浜市にあるパシフィコ横浜という国際会議場や大きな展示場がある施設を一体的に運営するイメージになります。日本型IRでは会議場、展示場、宿泊施設には規模の要件があり、国から日本を代表するような施設の規模を求められています。

続きまして、2ページ目以降になります。海外にはどういうIRがあるのか、3つ事例を紹介させていただきます。まず、IRということでラスベガスが有名だと思いますが、ラスベガスについては、右上にあるように、目抜き通りにベネチアやパリを模したエンターテイメント施設が立ち並んでいたり、右下にあるシルク・ドゥ・ソレイユやコンサート、この写真は噴水のショーですが、こうした様々なエンターテイメントのショーが毎晩繰り広げられている街になっています。また、左下の展示会の写真ですが、こういう大規模な会議・展示会を多く開催していて、アメリカの中でも有数の展示会ビジネスの盛んな地域という面もあります。

3ページ目をご覧ください。今紹介したラスベガスのように華やかなIRもありますが、自然や地域の特性を活かしたIRもあります。ここで紹介するのは、ドイツのバーデン・バーデンという街です。ここは古くから温泉街として栄えてきた街で、右側の欄になりますが、1800年代前半に建設された建築物の中に、会議場やカジノやクアハウスなどが併設されているとともに、左下になりますが、街の中にコンサートホール、美術館もあり、街全体で一つのIRの役割を果たしている事例です。

続きまして、4ページ目をご覧ください。シンガポールのセントーサ島で、こちらはリゾート型のIRとして有名だと思います。会議場や展示施設のほかに、宿泊施設、エンターテイメント施設としてユニバーサルスタジオ・シンガポール、ウォーターパーク、水族館などを併設しており、家族三世代で楽しめるIRになっています。事例としては3つしか紹介できませんが、世界には様々な特色をもったIRがあります。

続きまして、5ページ目をご覧ください。IRを運営した場合、どんな効果があるのかについてです。仮に北海道にIRを設置した場合、直接的な効果として、観光客が増えたり、会議場や展示施設といったMICE施設を利用するビジネス客の来場者が増えることが期待できると考えています。道が平成29年度に実施した試算では、IRの訪問者数は最大で年間860万人を見込んでいます。この860万人すべての方がカジノを利用するわけではありませんが、都道府県等にカジノの収益の一部が納付されることになっていて、カジノの収益や入場料を試算すると、現時点の試算で、税収効果として最大で年間234億円くらいになるのではないかと考えています。

この税収については、例えば、航空、鉄道、バスなどの二次交通の充実や北海道に外国人 観光客が多く来ていますが、こうした方々のさらなる受入環境を整備するための安定財源 としても期待できるのではないかと考えています。なお、今こちらに記載している試算につ いては、IRを誘致する場合には、施設の規模やコンセプトをより明確にした上で、より精 緻なものにすることが必要だと考えています。

6ページ目をご覧ください。税収が増える以外に、どういう効果があるのかを示した資料になります。IRについては、日本を代表する規模の施設整備が求められていて、その建設費用もかなりの金額になるので、そうした建設投資に加え、そこの施設で働く人々も相当数になると思います。ご存知のとおり、北海道経済の課題は、公共事業などの公的事業に依存していることです。また、就職の場がないために、若年層を中心とした方々が道外へ流出するという課題もあります。IRを契機として、こうした関連する産業への民間投資が拡大し、今まで道外に流れていた資本を道内に循環させることで、民間主導の経済構造への転換が加速するのではないかと期待されます。加えて、新たな雇用の場が生まれることで、希望する職種や待遇を求めて、道外に今まで流出していた方々のUIターン促進にも繋がるのではないかと考えています。

7ページをご覧ください。IRの中にカジノがあることは皆さんご存知だと思いますが、なぜカジノを設置するのかとのご質問をよくいただきます。日本型IRについては、国際会議場やホテル等を民間事業者が整備するものですが、施設の維持に加えて、さらに魅力ある施設として再投資を継続して行うことが求められています。カジノについては、再投資や施設の運営の安定した収益源として位置付けられています。そのために厳しい規制と管理のもと、特別にIR区域内で合法化されることとなっています。このカジノの収益については、IRの維持と投資だけに使われるのではなく、このカジノの収益の30%が国と地方に半分ずつ納められ、納められた納付金については、公益的な目的のために活用されることになっています。下の表に、公益のために合法化されているギャンブルを例示していますが、宝くじ、競艇、競輪、競馬も特別法の設置のもと、合法化されています。

続きまして、8ページ目をご覧ください。世界でカジノはどういう状況になっているのかですが、世界の中でカジノを認めている国は、2013 年時点で世界に 201 か国・地域あり、このうち 127 か国・地域でカジノが合法化されています。こうした国では、入場料の徴収、依存症に関する従業員教育の義務づけなど、様々な規制や管理を行っています。日本では I Rの制度をつくるに当たり、米国ネバダ州やシンガポールの制度を参考に、厳しい水準の規制を設けています。

続きまして、9ページ目をご覧ください。カジノについてどういった規制が設けられているのか、既存のギャンブルを比較した資料になります。まず、公営競技のレース場、パチンコ店は多い、少ないはありますが、全国各地にあります。今回、IRの設置が許可される箇所は、全国で最大3か所になります。それぞれのIRに設置するカジノの面積は、先ほどの国際会議場や宿泊施設などIR全体の総床面積の3%以下に制限されています。また、競馬や競輪等などについては、スマートフォンやパソコンから投票券を購入できるので、非常にアクセスが容易になっていますが、IRに設置されるカジノについては、オンラインカジノの実施は禁止されています。また、カジノへの安易な入場を抑えるため、日本人等を対象に

1日24時間当たり6,000円の入場料が徴収されることになっています。

続きまして、10 ページ目をご覧ください。 I Rに伴う懸念・課題などについて説明します。まず、ギャンブル依存症を懸念する声がかなり多いことは承知しています。 I R設置に伴い、新たなギャンブルを解禁するので、ギャンブル依存症の問題が発生するリスクがあるのは事実だと考えています。こうしたリスクを最小化する対策として、国では入場制限などのカジノに関する規制を I R整備法に盛り込むとともに、既存のギャンブル等も含めた依存症対策ということで、相談支援、予防教育などを行うこととしています。具体的に申しますと、日本では既存のギャンブル等について、法に基づく対策をこれまで行っていませんでしたが、昨年、ギャンブル等依存症対策基本法が成立し、この法律に基づいて、国のギャンブル等依存症対策基本計画が示されています。この計画に基づき、都道府県では依存症対策の推進計画を策定できることになっていて、道では現在、推進計画を年度内に策定することを検討しています。

11 ページ目をご覧ください。カジノを解禁した国ではギャンブル依存症はどうなっているのかということです。ギャンブル依存症の定量的なデータを公表している国はそんなに多くないのですが、シンガポールの事例を中心に紹介させていただきます。シンガポールでは、2010年に2つのIRが開業しました。その前後、3年ごとに依存症の実態調査を行い、左下のグラフになりますが2008年、2011年、2014年、2017年における依存症の実態調査の状況が公表されています。IR開業前の2008年は2.9%くらい依存症の疑いがある方がいたのですが、直近の2017年では0.9%になっている状況です。これは右表のとおり、IRの導入を契機に、シンガポールとして開業前から依存症対策の国家機関やクリニックなどを設立し、徹底した依存症対策に取り組んでいて、こうした包括的な対策が行われているためだと考えられています。

続きまして、12 ページをご覧ください。シンガポールのような例がある一方、IRがうまくいかなかった事例もあります。2つ事例を紹介させていただきたいと思います。事例1はその国の方々が入場できるカジノを新たにつくったのですが、依存症対策が不十分であったことから、車や貴金属を質入れしてカジノにのめり込む人や、帰りの交通費もカジノに使ってしまう人が増加するなど、依存症の悪化が問題になった事例です。この国では、現在、事業者による依存症対策の徹底ということで、ケアセンターを設置したり、その国の方々の入場回数を制限する取組を行っていると聞いています。

また、事例2ですが、こちらはリゾート地として有名な地域です。IRを解禁したのですが、周辺の地域もIRが次々と解禁され、新たなエンターテイメント施設の開発やコンベンションなどのビジネス需要を取り込むことをせず、カジノ収益頼みの経営をしてきた流れがあり、競争が激しくなることによって経営が行きづまり、カジノの倒産が相次いだ事例です。この地域については、現在、カジノ以外の収益での拡充ということで、会議場の整備などによるビジネス需要のとり込みや、ショーやクラブ、スパ等への投資を行うことにより、倒産した施設のうち、数か所については新たな承継先が見つかったと聞いています。北海道

にIRを誘致する場合、こうした事例も踏まえて、様々な影響を想定し、対策を検討することが重要です。

続きまして、13ページをご覧ください。依存症の問題だけではなく、青少年の健全育成への影響や治安の悪化を懸念する声もあります。カジノイコール反社会的勢力というイメージがやはり強いので、治安などへの影響等を懸念する方も多いと思います。こうした反社会的勢力を排除するために、国ではIR整備法で、IRを運営する事業者は従業員だけではなく、株主、取引先などにも反社会的勢力がいないかという厳しい背面調査を受けることになっています。反社会的勢力が会社の役員や従業員である場合、カジノの免許を与えられないことになっていて、IRの運営ができない仕組みになっています。こうした調査を通じて、健全な事業者のみがIRを運営する制度になっています。

また、こうした方々のカジノ入場についても、マイナンバーカードを活用した本人確認を行うことにより、入場できない仕組みをつくっていくことになっています。また、青少年に関する規定として、20歳未満の方々のカジノ入場は禁止されています。これに加えて、カジノ施設の広告を掲出できる場所は空港の国際線到着ロビーなどに限定するなど、青少年がカジノの広告を目にすることを制限することになっています。

最後になりますが、14ページ目をご覧ください。懸念される問題以外にも、整理すべき 課題があります。4月に取りまとめた「基本的な考え方」の中で、北海道にIRを誘致する 場合は、苫小牧市の候補地を優先することが妥当とお示ししていますが、その候補地等につ いても課題があります。まず、主なものとしては、自然環境への配慮があります。ご存知の とおり、北海道の自然と食は、他の地域にはない魅力だと考えます。こうした魅力を活かし ていくためにも、自然環境と調和した施設とする必要があり、環境保全の取組が重要と考え ています。また、会議場やホテルの部分については、これまで北海道にはない規模の施設の 整備が求められているため、こうした施設が継続して運営できるような方向性などについ て、しっかりと検討することが重要と考えています。

また、この候補地については、現在、森林原野になっていて、上下水道などの施設もありません。こうしたインフラ整備をどうしていくのかについても課題と考えています。この後、ご質問やご意見をお伺いする時間を取っているので、忌憚のないご意見をいただければと思います。

〔ご意見、質疑等〕

(参加者A)

カジノ施設に入場する際に、マイナンバーカードによる本人確認が行われるとのことですが、外国人観光客の場合はどうなのでしょうか。

外国人観光客の方々はマイナンバーカードを持っていないので、パスポートで入場できます。

(参加者A)

本人確認の趣旨とは反社会的勢力の排除ですが、パスポートの確認ですぐできるのですか。

(森参事)

今、国が考えているのは、自国内の反社会的勢力の入場管理をどうするのかで、それについてはマイナンバーカードで管理していくとしています。

(参加者A)

反社会的勢力は国際化していると思うので、銀行の口座開設なども念頭においた対応を していると思うのですが、カジノ施設への入場制限は国内の反社会的勢力だけでは、不十分 ではないかとの印象を受けました。

(参加者B)

6ページの北海道経済のところを、ちょっとあまりイメージがわかないので、もう少し詳しく、この様に雇用が生まれるとかを説明してほしいです。

(森参事)

この試算は、平成 29 年度に実施したものです。 I R整備法や施行令は平成 30 年以降に国から示されていて、I Rにどういった施設を整備して、どのくらいの規模のものが必要かは、まだ国から示される以前に、仮の一定の条件のもと、日本人のレジャー参加率や海外のI R事例などを参考に試算したものです。試算した中で I Rへの訪問者数は年 860 万人とありますが、これは当時、北海道の中で、I Rを誘致したい自治体が留寿都村、釧路市と苫小牧市の3つあり、その3地域にそれぞれ先ほどの条件やデータをもとに、どのくらいの方が来る見込みがあるかを試算して、その中で、苫小牧市が一番多い 860 万人になりました。売上高についても、レジャーに使われている単価などのデータをもとに試算しました。この訪問者のうち、カジノを利用する日本人が何人ぐらいかを見込んで入場料の算定を行うとともに、カジノの収益も海外の I Rの事例を参考に一定の金額を見込んで、税収効果として最大で、これも苫小牧市になりますが 234 億円と試算しました。ただ、先ほども申したとおり、どんな施設をどのぐらいの規模で整備するとの前提のもとでの試算ではないので、仮に I Rを誘致するとなった場合は、例えば、会議場は何人くらい入るとか、ホテルは何人くらい泊まれるとか、こうした条件を決めた上でより精緻な試算を行っていく必要があると考えています。

(参加者B)

条件を決めるときは、誘致すると決めてから、それが決まるのですよね。

(森参事)

誘致する、しないの判断をして、プロセスの中で、国の基本方針のもと、道の実施方針を つくることになっていて、それに基づいて事業者を選定して、その事業者と先ほど申しまし た具体的な計画をつくっていくことになります。

(参加者B)

私は、基本的に今の話を聞いていても、反対になると思います。北海道新聞の報道でも、64%が誘致反対派と出ています。今、10月23日で、年内に知事が決めるのはすごく期間が短いと感じます。14ページにも自然環境と調和と書いてありますが、18日の北海道新聞に日米貿易協定のことで、農水産物が1,100億円も減になるとの記事が一番トップで出ています。ですから、私はどちらかというと、カジノとかIRよりも自然と調和という意味で、苫小牧市は海も近いですから、北海道ブランドの食が今すごく注目されていると思います。ですから、IRではなくて、もっと食を活かすような施設の方が良いのではないかなと思うのと、20年以上前に日本国内のリゾートがいろいろできましたよね。帯広市とか、芦別市とかテーマパークというのですか、巨大なものを建てても今はほぼ全滅に近いぐらいになっています。試算からは夢のような売上を示しているけれど、想像できないような金額なので、あまりイメージが湧かないです。テーマパークと同じような失敗になるより、北海道ブランドを活かしたもっと違うものを建ててほしいと思っています。

(森参事)

当然、食は北海道を代表するものと考えていて、このIRがどうこうではなくて、北海道ブランドの世界への発信は、私たちもしっかり取り組まなければと考えています。

(参加者B)

カジノは、北海道の自然のイメージと合わないかなと。

(森参事)

IR自体はカジノだけではないです。リゾート法の話がありましたが、当時、北海道にもたくさんリゾートができたのは承知しています。今回のIR整備法に基づくIRと当時のリゾート法に基づくリゾートと何が違うのかですが、基本的に民間事業者が整備運営する仕組みは同じですが、IR整備法の中で、IRの運営状況などを毎年、国に報告しなければいけないことになっています。そこが大きな違いであり、きちんと運営できなければ是正さ

れる可能性もこの中で制度設計されているところが大きな違いではないかと考えています。

(参加者C)

先日、北海道新聞で、「IRの売上の6割はカジノ」と報道されていましたが、そのことについて何かありますか。

(森参事)

先ほどの試算の話にもなると思いますが、一定の条件のもとに試算したものですので、これは今後IRを誘致する場合には、きちんと試算をし直さなければならないと考えています。

(参加者C)

北海道新聞の報道が正しくないということですか。

(森参事)

今の道の試算に基づくと6割だと思うのですが、これについては、IRを誘致する場合にはきちんと条件を揃えた上で、再度試算をし直す必要があると考えているのが1点と、IRは、インバウンド6,000万人との国の目標があり、これを達成するための施策の一つに位置付けられています。北海道でIRを誘致する場合、国の目標への貢献が当然求められるので、今この訪問者数の内訳も海外からの訪問者数2割となっていますが、こうしたインバウンドの数字をどれだけ出していくのかとの考え方をもう少し盛り込んだ上で、試算をする必要があると考えています。

(参加者C)

より精緻な数字の把握ということをお話されましたけれども、5ページに出ている経済効果ですが、IRの訪問客数で年間860万人、年間売上1,560億円と数字が出ていますが、この数字自体もいわゆる予想程度のものですか。

(森参事)

先ほど少しお答えしたのですが、今はまだどういった施設を整備して、どれくらいの規模のものを設置するか、との具体的な計画があるわけではないので、人口や観光客の数などをもとに試算した段階のものになります。

(参加者C)

そうだとしたら、マイナスの面の対策に要する経費とか社会的損失とか依存症対策とか に係る経費の算出があって然るべきではと思いますがどうですか。

(森参事)

こちらについても、IRを誘致する場合には先ほど経済効果と同じように、道民の皆様にお示ししていくことが必要ではないかと考えています。

(参加者C)

民間業者が事業を行うとのことですが、依存症対策と社会的な損失に係る対策について は、どこが主体となるのですか。

(森参事)

IR整備法の中で、カジノの依存症対策ということで、入場回数制限などを事業者として 徹底して行うことが記載されていて、カジノの中の相談や窓口カウンセリング、例えば窓口 を設けなければいけないとか、本人とか家族の申告によってそういった方を入場させては いけないことが決められています。仮にIRを誘致する場合、事業者にこうした取組をきっ ちりやっていただくために、北海道の考え方を示して事業者に規制の実効性の確保をして もらうことで道として関わっていく必要があるのではないかと考えています。

(参加者C)

実施主体はあくまでも事業者ですね、はっきり言えば、しょうがないなという感じは個人的にはします。だって、儲け優先ですから。そこにお金を使うのは疑問かなと思うのですが。

(森参事)

海外の事例では、入口のところに依存症対策のパンフレットを置いて、注意を喚起している事例もあると聞いています。それはなぜかというと、依存症の方々が増えると、事業者にとっても好ましくないと考えているので、事業者も自ら依存症対策をきっちりやっているとのことです。

(参加者C)

パンフレットできっちりやっていくのは、何だか納得できないです。このパンフレット自体から読み取れるとしたら、どちらかというと経済効果は、随分強調されているけれども、依存症対策等社会的な損失についての記載が不十分かなと思いました。人の不幸を踏み台にしてやるような経済効果とは、いかがなものかなと思いました。

(森参事)

IRの検討を進めていく中で、人を不幸にしてとの前提ではないことはご理解いただきたいと思います。いずれにしても、プラス面もマイナス面もありますので、総合的に勘案し

て、最終的に判断することになると考えています。

(参加者D)

運営する民間事業者の選定ですが、選定を行う主体はどこかということと、参入する際の制限、例えば国内の事業者のみとか、何らかの条件が必要になるのか。そういった民間事業者の詳細はどんな感じになるのでしょうか。

(森参事)

まず、選定主体についてですが、国にIRの認定申請を出せるのは、都道府県と政令指定都市になりますので、選定主体も、都道府県もしくは政令指定都市になります。

二つ目のIR事業への参入制限ですが、こちらについては、特に海外の事業者が入れないとか、国内事業者が入れないといった制限についてはIR整備法の中では設定されていません。

(参加者D)

運営を進めていく際に、パンフレットに書いてあるように、厳しい規制管理に実行力を持たせ、強制力をもって監督を行うような権限はどこに付与されるのですか。

(森参事)

カジノに関しましては、カジノ管理委員会が来年の1月7日に設置されるとの報道がありましたが、主にカジノ管理委員会が管理監督することになります。

都道府県についても、カジノ管理委員会と連携して事業者を管理監督する仕組みになっています。また、IR事業全体については、その事業の実施状況を国土交通大臣に毎年報告することになっており、都道府県が国と連携して管理監督していく仕組みになっています。

(参加者D)

カジノ管理委員会は、実際に法律に則った運用がされるかと思いますが、立ち入り権限を 持っているのですか。

(森参事)

持っています。

(参加者D)

それが守られていない場合は、事業者の免許が取り消されることになるのですか。

取り消されることになります。それは、IR整備法の中で制度化されています。

(参加者D)

事業者に対する許可を取り消せるような権限は、都道府県にはないのですか。

(森参事)

都道府県にはないです。

(参加者D)

でも、事業者を選定するのですよね。

(森参事)

事業者を選んで、事業者と連携して、IRをきちんと運営させていく役割が、都道府県に求められます。

(参加者D)

選ぶのは選ぶけれども、そのあとはお願いしかできない感じですか。

(森参事)

最終的に、管理や免許の取り消しの権限を有するのは国です。

(参加者D)

都道府県がもうちょっときちんとやって欲しいのだけど、事業者が言うことを聞いてくれなくて、それを国に言っても、国が良いじゃないのとの話になったら、都道府県は何も言えなくなるのではないですか。

(森参事)

申請を行う際には、区域整備計画を事業者と一緒につくることになっていて、その計画を きちんと履行させる責任は都道府県にあると思います。ですので、法律上の中での最終的な カジノの免許取り消しは国ですが、都道府県が事業者と実施協定を締結するのですが、その 中で事業実効性をきちんとやっていただくように担保する条項を設けることはできます。

(参加者D)

協定を必ず結ぶのですか。

そうです。

(参加者E)

率直に言って、北海道は食と観光と言っていますが、食はとりあえず置いておいて、観光については、国内外に競争相手がいるので、今後、北海道の観光がどうなっていくかは、いろいろと新しい取組をしていかないと海外や道外の観光客から飽きられる面があると思います。海外から道内に来ている人の数は、確か台湾なんかは結構直近の数字が減っていると思うのです。最近はラクビーのワールドカップがあったので、多少数字が上がっている面はあるかもしれないけど、多分、北海道は九州だとかその他の地域などと比べると、必ずしも集客がうまくいっていないではないかと思うので、そういった課題も少し触れたほうが良いかなという気がします。あとは、このパンフレットには書いてはいないけれども、冒頭に直近で日本の政府全体の施策として、2030年までに6,000万人の観光客を増やすとの話があったのですが、そういった話もこのパンフレットの冒頭に書いた方がわかりやすいと思います。

(参加者F)

やはりギャンブル依存症が問題になってくると思います。パンフレットの 10 ページを見ましても、ギャンブル依存症問題のリスクがあることは事実と書かれているけれども、ギャンブル依存の問題が増えるリスクはあることは事実とわかっていながら、なぜカジノを設置するのかは、やはり納得できません。カジノ以外の他のリゾートとかそういう良い面もあるといって北海道に人を呼び込むだとか、いわゆるUIJターンだとか良いことを言うけれども、なぜカジノを設置しなければならないのか、リスクがあることがわかっていながら、それを誘致するのがどうしても納得できないのですが、いかがでしょうか。

(森参事)

日本型IRについては、様々な施設と一緒に収益源としてカジノを設置する枠組みになっています。カジノを設置することによって、新たなギャンブルが解禁されるので、リスクが全くないとは考えていません。こうしたリスクを最小化するため、どういう取組をしなければいけないのかということで、カジノの規制やギャンブル等依存症対策をしっかりやっていくことが重要ではないかと考えています。

(参加者F)

入場料 6,000 円というけれども、6,000 円といったら結構な金額ですよね。それを払って 入るからには、やはり心理的には元をとろうというか、そうなって負けてしまった場合は、 さらにお金をつぎ込む可能性は絶対あると思います。

(森参事)

この 6,000 円については様々なご意見もあるところで、一つは今言われていたようなご意見もあれば、6,000 円払わなければいけないので安易に入場できず、規制になっているとのご意見もあります。こちらについては、他のギャンブル等と比べて、入場料をとっているところもあまり多くないので、そうした規制のため 24 時間当たり 6,000 円の入場料が設定されているのではないかと考えています。

(参加者F)

逆に、お金のない人ほど何とか 6,000 円を工面してカジノに入って、そして入ったからにはそれ以上の元をとろうとする危険性はすごくあると思います。道内が 5割、道外が 3割、海外 2割という仕組みだと言いましたが、やはり苫小牧市は札幌市から近いので、札幌圏内の人がたくさん行くのではないかと思うのですがその辺についてどうでしょうか。

(森参事)

この5割というのは、IR全体の訪問者数の想定ですので、確かに近い方々の方が行きやすいとかアクセスが良いので行きやすいという面はあるかもしれませんが、あくまでIR全体に来られる方が860万人で、そのうち半分の方がやはり近くの道内の方々になるのではないかと試算をしています。

(参加者 F)

9ページに公営競技ってありますよね。競艇とかオートレースとか競輪と言ったら、私たちには本当に日常的ではないのです。例えば、東京に住んでいたとしても、そこに行く人たちというのは、一般の人が競馬ぐらいは少し子供も行くような遊技場をつけたりしてはいますが、公営のところへ行ってギャンブルをやる人たちは未だ限られていると思います。それがリゾート施設と一緒になって、子供も一緒になってそこに行って遊ぶ可能性はあります。子供のときから、そのことがすごく日常的に、あっちに行ったら大人が儲かったとか、損したことを聞きながら、少しお金のある人の子供たちがそういうことに触れるのもすごいし、何人もそこに憧れて働くのかわからないのですが、すごく大きな変換、社会全体がそういう判断で、やっぱり一時、博打で大きなお金を得るか損するかです。それが子供たちまで一緒にそこに巻き込んでいくことが、私にはとても理解できないです。

本当に私の周りでも、私は少し東京の下町にいたことがあるので、オートレースだの競輪だの、電車に乗っていると新聞を持ちながらしゃべっている人たちを時々見たりしていたのですが、かなり特殊で、その下町の人たちも競輪だの、最初はパチンコや麻雀からだんだん競輪とか、競艇とかに進んでいくのです。競艇がきっと一番すごかったかなと私は考えているのですが、奥さん達はそのことでどんなに苦労しているかは、あちこちに見受けられました。それが、北海道で、今まで全然そんなことに接していないような子供たちまでそのこ

とを目に触れさせて、一攫千金を夢見てということになったら。当然 I R はテレビでものすごく宣伝されると思うのです。民間企業の場合、苫小牧市にこういう施設がありますとの広告はもちろん出します。すごい宣伝をして、そこにすごいことがあって楽しそうだって、それが行ってみたら博打で、儲かる人と儲からない人がいて、こういう場合たいてい儲かる人の話が多いのです。博打で儲かった話の中で、どういう教育を子供たちにしていくのかが、例えば北海道教育委員会とかはどう考えているのかしらって、疑問に思うのです。だから、子供に与える影響がどれぐらいなのかという試算も本当に出して欲しいと思います。

(森参事)

カジノ施設自体は20歳未満の方は入れないことになっています。

(参加者F)

リゾートには入れるのですよね。

(森参事)

IRの中には入れますけれども、カジノ施設にはまだ入れないことと、広告もかなり厳しい規制がされていて、カジノも例えば国際線の到着ロビーですとか、そうしたところに限られます。教育の面で言うと、今の既存のギャンブルを対象にした法律の枠組みの中で、高等教育の中にギャンブルに対する教育を必修課程として入れていかなければいけないことが、3年後ぐらいから実施される見込みです。カジノについては、20歳未満の方は入れない規制があります。

(参加者F)

例えば、外国でも規制がありますよね。規制がどんどん緩和されるのは結構前例としてあります。最初だけは規制しているが、だんだん儲かるか儲からないかの基準があると思うので、その広告の規制についても、最初は規制があると言いながら、規制緩和になるのかなと懸念しています。そのことに答えていただかなくてもいいですが、規制というけれども、規制とは常に緩和されるのが今の世の中と思っていますので、そこに信頼はないと思います。

(森参事)

ご意見の一つとして参考にさせていただきます。

(参加者G)

北海道が今考えているIRの地点は国際空港と非常に近いっていうか、その距離感が非常に一番特徴的な強みだと思うので、いろいろデータも示しながら、いろいろ構想を深めていっていただければと思います。

(参加者H)

IRへの訪問者ですが、例えばカジノを置いたとしても、大きな商業施設も併設することが想定されているわけではないですか。そうなったときに、近隣の、例えば千歳市とか、札幌市とか、苫小牧市から見てもそう遠くないエリアの、類似の商業施設に与える影響、道内 5割っていうのも、IRができることで掘り起こされるのではなくて、今そういう施設に出かけるような人たちが、結局こっちからこっちに移動するだけでは、振興にも何もならないと思うのです。そうなるのではないかとの懸念は、何らかの試算をされているのかというのが一つ。

それからもう一つ、さっきの方がちょっと言っていましたが、広告は厳しく規制されるが、 報道はどうなのでしょうか。むしろ、例えば空港の国内線に広告が出るとか、新聞広告が出 ることよりも、ワイドショーというか昼間のバラエティ番組とかの報道の方が影響力とし ては大きいと思うのですが、そういうものがどのぐらい規制されるのかです。報道ですから、 書いているものを規制するのはどうかと思うのですが、特にカジノに対する報道がどうな のかを知りたいです。

(森参事)

地元経済への影響とのことで、当然このIRを誘致することで近隣のご商売されている 方への影響とか、当然先ほどの雇用が増えると申しましたが、そうした地元の雇用を吸収す るとか、そういった影響が出てくることは本末転倒だと考えていますので、IRを誘致する 場合には、事業者とそうしたことの対策について、しっかりと協議をして、影響がないよう に検討していく必要があると考えています。

(参加者H)

誘致するかしないかを決める前に試算をしないのですか。

(森参事)

どういうものをつくるのかについては、区域整備計画という計画の中で決めていくこと になりますので、詳細な試算はその時点になるのではないかと考えています。

(参加者H)

同業他社の方々って結構いると思うのです。今の状態で試算がないのですけども、誘致することを決めてからこんな試算になりましたと、後出しじゃんけんのように言われても、同業他社の皆さんは困るのではないかと思います。

誘致プロセスの中で試算を示して、道民の皆様のご意見をお伺いする機会を法律の中で は設けることとなっています。そうしたことを通じて最終的に国に申請するかどうかの判 断をしていくのだと思います。

(参加者H)

道が誘致を挑戦するかどうかを決めた後で、道民の意見を国に上げていくような仕組み は法律にはないのですか。

(森参事)

仮にIRを誘致する場合、道民の皆様の意見を聴取するような公聴会を開催することと されています。

また、報道については、具体的にこれからどうなるのかはあると思いますが、IRに限らず、今までも様々なガイドラインの中で、自主的な規制がなされていると思います。ですから、そういったことも今後国の方で検討されるのではないかと考えています。

(参加者H)

広告を規制するという趣旨で実効力を持たない状況になってしまったら困りますが。同業他者への影響の試算は、何らかの形で事前にやった方が良いのではないかと思います。

(森参事)

まず、どういったものができるのか、それによってどれだけの影響があるのかとの話になると思います。

(参加者H)

例えば、少なくともここで紹介されている3つのケースのようなものができたとしてという計算でもいいのではないですか。

(森参事)

施設の規模もバラバラですし、日本で求められている規模と合ったものではないので、それについては、区域整備計画の中できちんとした試算をお示しすることが必要なのではないかと思います。

(参加者H)

きちんとした試算ができないのと同じように、この年 860 万円、1,560 億円というのも、 その程度の数字なのですね。

(森参事)

一定の条件やデータをもとにお示しています。

それではお時間になりましたので、よろしければお手元のアンケートに記載していただき、書き終わりましたら、そのままアンケートを机の上に置いてご退席していただいて結構です。本日はありがとうございました。